

1 審議会の結論

令和5年8月23日付けの「令和○年○月○日付け（○○○○－○○○
○）で開示を受けた中央児童相談所の児童記録票に関する情報（開示を受け
た年月日：令和○年○月○日）」についての保有個人情報訂正請求（以下
「本件訂正請求」という。）に対して、令和5年9月20日付けで宮崎県知
事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不訂正決定（以下
「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、「内容が
事実と異なっているため、訂正していただきたい。」としている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由について、実施機関が弁明書で説明
し、又は当審議会において説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね
次のとおりである。

（1）判断基準

訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57
号。以下「法」という。）及び「法に基づく知事の処分に係る審査基準」
（令和5年総務課定め。以下「審査基準」という。）において、児童記録
票については、宮崎県児童相談所事務処理要領（令和2年福祉保健部定め。
以下「事務処理要領」という。）において、以下のとおり規定している。

ア 法第92条（保有個人情報の訂正義務）

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に
理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目
的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

イ 法第92条の審査基準

（ア）「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個
人情報が事実でないことが判明したときをいう。

（イ）訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法

第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(ウ) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がない場合に該当する。

(エ) 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。本条は、訂正請求があった場合に、当該訂正請求に理由があると認められるときは、実施機関は当該保有個人情報を訂正する義務があることを定めたものである。

ウ 事務処理要領第3章第4節「調査記録」

(ア) 記録の重要性

調査記録は、ケースを理解し、その全容を把握するための重要な記録となる。

したがって、個々の調査項目ごとの意図に応じて誤りなく記録し、この記録を読んだ第三者が、ケースの内容を的確に把握できるよう整備しなければならない。

また、調査記録は、情報公開の対象や家庭裁判所への申立の際の添付資料となること等に留意する。

(イ) 記録及び社会診断

調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。

(2) 検討結果

児童記録票に記載されている個人情報の利用目的は、ケースの全容を理解、把握することであり、事務処理要領第3章第4節において「正確、簡潔、客観的に」記載することとされており、一言一句まで正確に記録することまでは求められていない。

また、本件訂正請求箇所について、3（1）ア及びイの判断基準に照らして確認したところ、客観的に正誤を確認できる根拠がなく、仮に審査請求人の主張どおりに訂正したとしても、それに伴って児童記録票に記載された内容の趣旨が変わるものではないことから、審査請求人の主張には理由がない。

よって、児童記録票の内容を訂正する必要は認められず、不訂正とした。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論について

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書の提出はなかった。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年11月17日	諮問を受けた。
令和6年1月26日	諮問の審議を行った（実施機関出席）。
令和6年3月13日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件審査請求に係る対象となる個人情報について

児童記録票は、国の児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）を基に定めた事務処理要領に従い作成するものであり、実施機関が児童や保護者等に必要な援助を判断するためにケースを理解し、その全容を把握することを目的としている。また、児童記録票について、事務処理要領では「調査内容は正確、簡潔、客観的に」記録することと定めている。

本件訂正請求対象保有個人情報、審査請求人の子に係る令和〇年から令和〇年〇月〇日までの児童記録票であり、このうち、本件審査請求の対象となっている情報は以下のとおりである。

ア 令和〇年〇月〇日の審査請求人との電話記録に記載されている審査請求人の発言内容の追加

イ 令和〇年〇月〇日の審査請求人及び審査請求人の子との面談記録に記載されている実施機関職員の発言内容の追加

ウ 令和〇年〇月〇日の審査請求人との面談記録に記載されている実施機関職員の発言内容の追加

(2) 本件決定において不訂正とした部分の妥当性について

保有個人情報の訂正義務については、3(1)ア及びイのとおり、法第92条において、行政機関の長等は「理由があると認めるとき」は、「利用目的の達成に必要な範囲内で」訂正しなければならないと規定されている。したがって、通常、まず「理由がある」、つまり、「事実の誤りがある」かどうかを判断し、その上で、理由があると認められる場合に、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正請求かどうかを判断するという二段構えの条文となっている。

しかし、当審議会において、実施機関の判断で不訂正とした部分について、本件決定が妥当であるかを審議するに当たり、審査請求人の訂正請求箇所を確認したところ、審査請求人又は実施機関職員の発言内容に関する請求であり、その性質上、正誤の事実確認ができなかった。

そのため、事実の誤りがあるとまでは断定できないが、念のため、審査請求人による本件訂正請求が、実施機関が児童や保護者等に必要な援助の判断やケースの全容把握を行うという児童記録票の利用目的の達成に必要な訂正であるかどうかという観点で審議を行った。

その結果、審査請求人による本件訂正請求のとおり、6(1)ア中「土曜日に」を「○月○日土曜日に」に訂正しても、より詳細な記録となるに過ぎず、6(1)イの文末に「○○にも伝えておくと伝えた。」を追記し、6(1)ウ中「②」の後に「③令和○年○月○日付中央児童相談所所長宛の手紙の返事について「何も回答しないということを回答する」と母に回答した。」を追記する訂正請求についても、この記載がないことにより、重要な記録が不足していたとまでは言えないことから、児童記録票の利用目的の達成に影響を与える部分はないと判断した。

したがって、本件決定において不訂正とした部分については、法第92条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正が必要と認められる保有個人情報はないことから、実施機関による本件決定は妥当であると判断した。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。